

2 月上旬号
2015 年

国際情報广场信息报

◇発行: 東大阪市国際情報广场(毎月発行 2 次) 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

2 月 8 日(周日)市政府大楼及各行政服务中心的证明书记自动交付机停止使用

2月8日(日)は市役所本庁舎及びビジョンセンターの証明書自動交付機は使用できません

2 月期(10~1 月份)的儿童津贴费将在 2 月 13 日(周五)汇入银行帐号

2月期(10月~1月分)の児童手当は2月13日(金)が振込日です

外语志愿者研修

为了使生活在本市的大约 1 万 7000 人的外国人居民能够安心生活, 请充分发挥您的口译・笔译的语言特长。

| | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 日 | ◇2 月 26 日(周四) 13:30~16:30 介绍外语志愿者制度、做好翻译的心理准备, 以及年金制度等 ◇地点: 市政府厅大楼 9 楼会议室 |
| 第 2 日 | ◇3 月 5 日(周四) 13:30~16:30 保健师的讲座、小组形式进行实际的口译・笔译练习 ◇地点: 市政府厅大楼 18 楼研修室 |

語学ボランティア研修

市内で生活する約1万7,000人の外国人住民が安心して暮らせるように、あなたの語学力を活かして通訳・翻訳をしませんか。

| | |
|------------|----------------------------------------------------------------------|
| にちめ 1日目 | ◇2月26日(木) 13:30~16:30 語学ボランティア制度や心構え、年金制度について ◇場所: 市役所本庁舎9階会議室 |
| にちめ 2日目 | ◇3月5日(木) 13:30~16:30 保健師による講義、ロールプレイなど ◇場所: 市役所本庁舎18階研修室 |

- ◇定員: 各 30 名 (按报名先后顺序)
- ◇申请方法: 请使用电话或是传真以及 E-mail 等, 写明研修名、参加日、母语、口译・笔译语言、住址、姓名(标上注音假名)、电话号码在 2 月 25 日(周三)之前提出申请。

- ◇定員 各30人(申込先着順)
- ◇申込方法 研修名、希望日、母语、通訳・翻訳言語、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を 2月25日(水)までに電話またはファクス、Eメールでお申し込みください。

询问处: 文化国際課 国際情報广场 TEL 06-4309-3311 / FAX 06-4309-3823
申込・問合先: 文化国際課 国際情報プラザ E-mail:bunkoku.plaza@city.higashiosaka.lg.jp

募集市営住宅入居者

满足条件者都可提出申请。申请后, 将会对现在的居住情况及家庭状况进行实况调查。申请资格等详细内容请咨询。

- ◇募集住宅: 北蛇草住宅=4 户(改良) / 荒本住宅=3 户(公营)、5 户(改良)
- ◇领取申请表: 从 2 月 13(周五)开始可在住宅改良室、市政信息处、行政服务中心、人权文化中心领取。
- ◇申请方法: 请把申请表与所需资料用规定的信封在 2 月 27(周五)(邮戳有效)之前寄出。

※不可重复申请。

市営住宅の入居者を募集します

要件をすべて満たす方のみ申し込みできます。後日、現在の住居や世帯の状況を審査し、実態調査を行って決定します。申込資格など詳しくはお問合せ下さい。

- ◇募集住宅: 北蛇草住宅=4戸(改良)/荒本住宅=3戸(公营)、5戸(改良)
- ◇応募用紙: 住宅改良室、市政情報コーナー、行政サービスセンター、人权文化センターで2月13日(金)から配布。
- ◇応募方法: 応募用紙に必要書類を添えて所定の封筒で2月27日(金)(消印有効)までに郵送。

※重複申込はできません。

询问处: 住宅改良室 TEL 06-4309-3233 / FAX 06-4309-3834

申込・問合先 住宅改良室



请尽快办理税的申告手续 税の申告は早めに手続きを

【市府民税の申告】

毎年2月中旬～3月中旬は市・府民税申告時期、本市は市内7个市民中心设立为申告点，将为大家办理申告手续。

| 場所 | 時間 |
|----------------|-----------------------------------------|
| 日下市民中心 | 2月18日(周三) |
| 四条市民中心 | 2月12日(周四)、20日(周五) 3月12日(周四) |
| 中鸿池市民中心 | 2月24日(周二) |
| 若江岩田 站前市民中心 | 2月9日(周一) 3月3日(周二) |
| 楠根市民中心 | 2月17日(周二) |
| 布施站前市民中心 | 2月13日(周五)、26日(周四)、 27日(周五)、3月10日(周二) |
| 近江堂市民中心 | 2月10日(周二) 3月4日(周三) |

☆每个场所办理时间均为 9:30～16:30

◇询问处: 市民税课

TEL 06-4309-3135 / FAX 06-4309-3809

【市府民税の申告】

请务必利用东大阪税务局所设的受理点进行相谈・申告。

| 場所 | 時間 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------|
| JA グリーン大阪 总店(荒本北1) | △2月16日(周一)～27日(周五) (除去周六・日) 9:30～11:30、13:00～15:30 |

◇询问处: 东大阪税務署 TEL 06-6724-0001

【市・府民税の申告】

市では、毎年、市・府民税の申告時期(2月中旬～3月中旬)に市内7か所の市民プラザで出張受付を行っています。

| ところ | とき |
|---------------------|-------------------------------------|
| ゆうゆうプラザ(日下) | 2月18日(水) |
| やまなみプラザ(四条) | 2月12日(木)、20日(金)、3月12日(木) |
| グリーンパル(中鴻池) | 2月24日(火) |
| くすのきプラザ (若江岩田駅前) | 2月9日(月)、3月3日(火) |
| ももの広場(楠根) | 2月17日(火) |
| ゆめひろば 夢広場(布施駅前) | 2月13日(金)、26日(木)、27日(金)、 3月10日(火) |
| はすの広場(近江堂) | 2月10日(火)、3月4日(水) |

☆いずれも午前9時30分～午後4時30分

◇問合先: 市民税課

【所得税の申告】

東大阪税務署では、出張相談会場を設けて申告相談・受付を行います。ぜひ、ご利用ください。

| ところ | とき |
|-----------------------|---------------------------------------------------|
| JA グリーン大阪 本店(荒本北1) | △2月16日(月)～27日(金)(土・日除く) 9:30～11:30、13:00～15:30 |

◇問合先: 東大阪税務署

儿童医疗证 子ども医療証

2015年1月1日开始，儿童医疗补助制度门诊就诊的补助对象年龄扩大到满15岁后的最初的3月31日(中学毕业)之前。

对办理了医疗证交付申请的人，已在12月中旬寄出了新的「儿童医疗证」。

符合条件还未办理交付申请的人，请尽快向医疗补助课或是行政服务中心提出申请。

平成27年1月1日から、子ども医療費助成制度の通院分の助成対象年齢を15歳到達後最初の3月31日(中学卒業)まで拡充しました。

医療証の交付申請をした方には、新しい「子ども医療証」を12月中旬に送付しました。

対象の方でまだ交付申請をしていない方は、医療助成課または行政サービスセンターで申請してください。

询问处: 医疗补助课 TEL:06-4309-3166/FAX:06-4309-3805

問合先: 医療助成課

实施从儿童津贴费里扣除保育所(园)的保育费 保育所(園)の保育料 児童手当からの特別徴収を実施

市政府为了确保财政收入以及对利用者的公平性，对持续拖欠保育费者为对象，实施从儿童津贴费里扣除特别征收费。对象者会在2月上旬收到保育费特别征收通知书。

市の歳入と利用者の公平性を確保するため、保育料の滞納が続く方を対象に、児童手当からの特別徴収を実施しています。対象者には2月上旬に保育料特別徴収通知書を送付します。

询问处: 有关保育费=保育課 TEL 06-4309-3195 / FAX 06-4309-3817

有关儿童津贴=国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805

問合先: 保育料について=保育課 児童手当について=国民年金課

